

千葉基礎セミナー講義ノート

2003年6月17日：ウルトラマン事件第5回

		原告	被告
司会者による判決	主文	ハヤタは損害賠償の責任を負わない。	
	理由	ハヤタのビルを破壊するという行為は正当業務行為であるということは、被告も原告も両方納得している。それに加えてウルトラマンは怪獣の出現に対し、自分の命を省みず国民のために戦ったわけであって、それに伴うビルの破壊について損害賠償責任を負うことになれば、国民を守るという行為ができなくなるので、損害賠償責任を負わない。	
千葉先生の補足		民事事件において、裁判所は当事者の主張した事実に対して判断する。主張されていないことについては判断しない。民事の訴訟においては私的な権利を処分することであるから、裁判所は真実を追求しなくてよい。裁判所は自分の考えをいえばいいということではない。 再考察しましょう。 ちなみに損害賠償責任を負わないとすると、以下の検討は必要なくなる。	
課題		ムラマツ隊長、国に対する損害賠償についての検討	
主張内容		雇用とは、雇い主が何らかの利益を得たいが、そのための仕事が雇い主個人の能力だけではやれそうにない場合などに、その能力の不足部分を補うために行われる。つまり、雇い主は部下の力を借りることで利益を得ることになる。上司や雇い主がしっかりと監督していない状態で、部下が仕事上に何らかのトラブルを起こしたときはその責任はその部下だけが負う、というのでは雇い主や直接の上司にはリスクがないということになり、それはあまりに不公平なので雇い主も責任を負うべきではないだろうか。 上の理由により、ハヤタは国に怪獣退治という任務のために雇われているのだから、国やハヤタの上司のムラマツも責任を負うべきである。さらに、国というものはその国の国民の信頼を元に成り立っているため、国に対する信頼度が低くなるようなことは避けなければならない。一般的にも国家機関と言われればその信用は格段にあがる。しかし、賠償責任に問われるようなことを起こしかねないような公務員を雇うというのは、国民の国に対する信頼を裏切ったことになるため、その償いも行うべきだと考える。	怪獣退治のために雇われているという主張に対しての反論 前回のハヤタの主張の時に、ハヤタのやったことは公務に付随して起こったことだから正当業務行為との主張に対し、怪獣を倒すことは公務だが、ビルを壊すことは公務でないと原告側は主張した。 使用者責任・国家賠償責任についても、ビルを壊す行為は正当業務行為ではないから、責任を負う必要はない。
司会者		使用者責任について 使用者が、責任を負わなければならない時と、負わなくてよい時を明確にしてほしい	
主張		使用者が責任を負わなければならない場合は、あることをするために他人を使っているという関係があり、あることをやっているときに付随して損害を与え、損害が生じたときである。この場合、ハヤタのやったことが法を犯しているとき、使用者は責任を負わなければならない。 責任を負わなくてもいいのは、上記に当てはまらないとき、そして使用者がハヤタをしっかりと監督していたときである。	雇い主の側が雇われている人にこうしろという指示、雇う条件としてやるように言ったことに従っている場合、雇い主は責任を負う。ただ、雇われている側の行為であっても、雇い主がこうするように指示がなく、その範囲外の時は責任を負わない。 怪獣と戦ったことは、国からの指示があったことであり、ビルを壊したことについては範囲外。
司会者		被告側は、ビルを破壊したことは公務外と言っていることに対して、原告側の主張は？	
主張		ビルの破壊は職務中に起きた出来事であるから、被告側の主張は正しくない。	職務中に雇われた人が起こしたことについて、すべて雇い主が責任を負わなければならないのか？

	指示をしていないから責任を負わないというわけではなく、ビルの破壊といことが起きることを承知で国はハヤタを雇っているの、責任を負うべきである。	ウルトラマンはビルを壊すことなく怪獣を倒せるという前提で話が進んでいるはず。
主張のまとめ	ビルの破壊が職務中に起きた出来事であること、雇った時点で雇い主がそのようなことが起こりうることを容易に想像できたこと、容易に想像できた時点で使用者がその事態を防ぐために部下を監督・教育していなかったこと、から使用者は損害賠償責任を負う。 ビルの破壊なく怪獣が退治できたという前提ではない。ほかの戦闘方法が可能であったというだけである。	ビルを破壊することは職務中に起きた出来事であるけれども、ムラマツや国によってビルを壊していいという指示をしたわけではなく、許したわけでもなく、それについては責任を負わなくてもよい。 雇った時点で仮にムラマツや国がビルを壊すことを想像できたとしたら、それは国やムラマツは責任をとらなくてはいけないのか？なぜなら、職務中にビルを壊して訴えられるということは想像できない。
司会者	ビルを破壊した行為は公務中に起こったできごとではあるが、公務そのものではない。容易に想像できうる過失であるならば、それについて使用者は責任を負うのか？	
主張	想像できるのに、対処していないのであれば、責任を負ってもよい。	
千葉先生	公務に「付随的なこと」「周辺領域」まで責任を負わなければならない理由は？ その範囲はどこまでか？	
次回の課題	「報償責任主義」とは？ 「危険責任主義」とは？	